



発行 東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の実施……(同)……一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……(同)……一
- ……(都市整備局市街地整備部民間開発課)……一

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……一
- ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……二
- 特定非営利活動法人の認定……(同)……三
- 街並み再生地区の指定……(同)……三
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……三
- 開発行為に関する工事完了……(同)……四
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……四
- 平成十六年一月十四日付東京都告示第二十一号……五

告示

●東京都告示第千百六十八号
 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第一

項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月二十八日

東京都知事 舩添 要一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(防災対策地域水準測量及び地盤沈下関連水準測量)
- 三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、品川区及び大田区各区内(防災対策地域水準測量)
千代田区、文京区、豊島区及び板橋区各地内(地盤沈下関連水準測量)
- 四 測量の期間 平成二十六年九月十七日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第千百六十九号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一区画整理事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月二十八日

東京都知事 舩添 要一

- 一 測量施行者 東京都第一区画整理事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区西瑞江二丁目及び東瑞江二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月二十一日から平成二十七年三月十三日まで

●東京都告示第千七百七十号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第三十八条第一項の規定に基づき糀谷駅前地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年八月二十八日

東京都知事 舩添 要一

- 一 組合の名称 糀谷駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十四年七月十一日から平成二十九年九月三十日まで
- 三 施行地区 大田区西糀谷四丁目地内
- 四 事務所のある所在地及び設立認可の年月日 大田区西糀谷四丁目二十八番五号
- 五 変更の内容 平成二十四年七月十一日 事務所のある所在地を大田区南蒲田三丁目十二番十号に変更する。
- 六 定款の変更の認可の年月日 平成二十六年八月二十八日

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認

証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八條において準用する同規則第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十八日
東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きらめきライフ多摩

三 代表者の氏名
相原 忍

四 主たる事務所の所在地
東京都三鷹市下連雀一丁目九番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、地域福祉の増進を図る事業、子どもの健全育成の事業、並びに明るいまちづくりの推進事業を通して、明るく生き生きと暮らしやすい地域の実現に寄与することを目的とします。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本カナダ検定協会

三 代表者の氏名

田島 高志

四 主たる事務所の所在地
東京都中央区築地二丁目十四番四号 フェニックス東銀座第二ビル八階

五 定款に記載された目的
本会は、日本とカナダとの間の一般市民及び青少年レベルでの交流を増進させるため、「カナダ検定」をはじめとする諸事業により両国間の絆を強化し、もって国際協力、国際交流の一層の発展に貢献することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本ハビタット協会

三 代表者の氏名
中村 徹

四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区麴町一丁目十二番地 ふくおか会館一階

五 定款に記載された目的
この法人は、人間居住問題に対する取り組みの重要性を広く一般に広報し、またアジア太平洋地域の居住分野における国際協力活動その他の人間居住環境の改善活動の実践を行うことにより、世界中の人々がより良い暮らしができるようなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十六年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふれあい&なごみ

三 代表者の氏名
大島 弘之

四 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区砧五丁目一番一号 ヴェルビユー成城三〇七室

五 定款に記載された目的
この法人は、各種支援を求める一般市民を対象に、相談事業、調査・事実解明の事業並びに医療制度・行政手続・司法制度を活用して問題解決を図る事業を行うことをもって、地域の防災・安全、青少年の健全な育成、社会福祉の増進、職業人口の増進に寄与し、地域の一般市民が健やかに過ごせる社会を目指し、より安全で、より安心でき、より安定した地域社会を形成することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十六年七月十五日

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十八日
東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十六年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふれあい&なごみ

三 代表者の氏名
大島 弘之

四 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区砧五丁目一番一号 ヴェルビユー成城三〇七室

五 定款に記載された目的

この法人は、各種支援を求める一般市民を対象に、相談事業、調査・事実解明の事業並びに医療制度・行政手続・司法制度を活用して問題解決を図る事業を行うことをもって、地域の防災・安全、青少年の健全な育成、社会福祉の増進、職業人口の増進に寄与し、地域の一般市民が健やかに過ごせる社会を目指し、より安全で、より安心でき、より安定した地域社会を形成することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

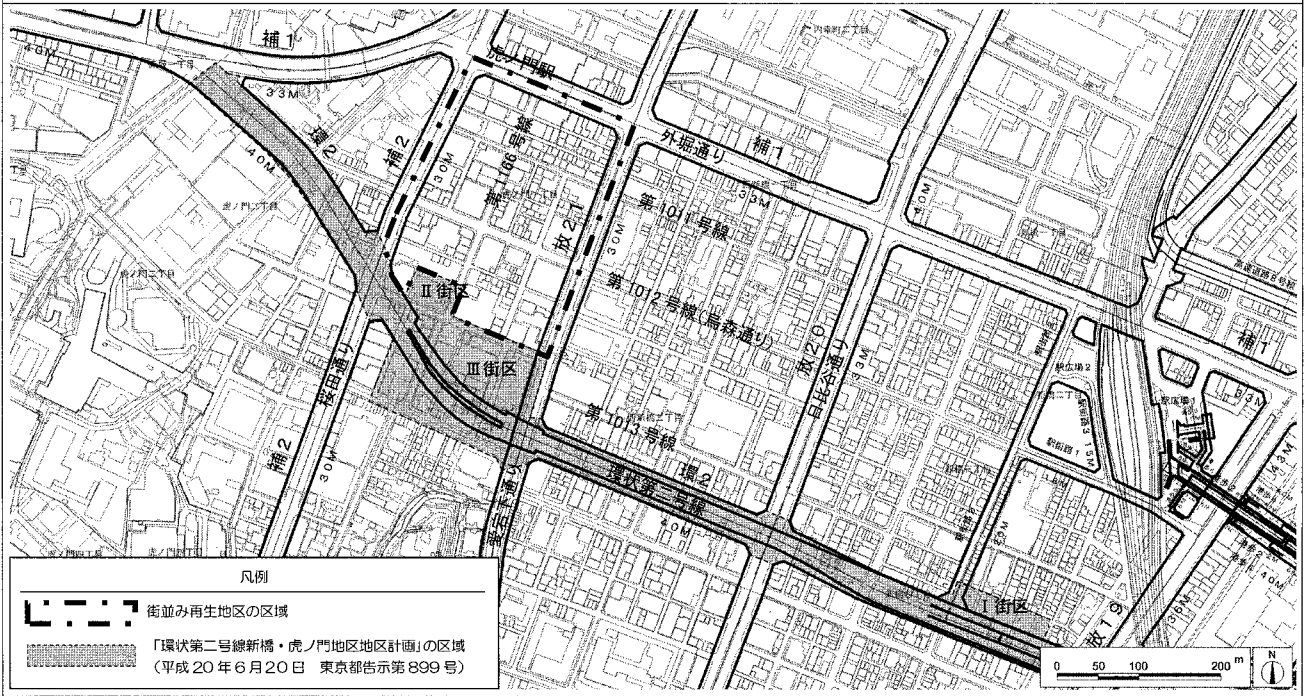
平成二十六年七月十五日

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人CSMJAPAN</p> <p>三 代表者の氏名 MOE MYINT THWE (モ ミン トウエ)、 HTUN AUNG GYAW (トゥン アウン ジョ ー)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝大門一丁目五番十一号 三和ビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国際協力の活動を通じて、ミャンマーの国民に対して、能力を發揮して社会的自立ができるように、生活上、社会基盤の整備、教育及び就業訓練の支援活動を行うとともに、現地の人々との人的文化的交流を深め、国際協力に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本創造思考輸出促進協会</p> <p>三 代表者の氏名 尾形 正直</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区上野五丁目三番七号 EITビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会で創造的思考的に作り出される日本の技術や日本人の持つこだわりの品物の輸出に関する事で、面倒で難しいとされている方法を打開し、広く</p>		<p>一般市民に誰でもが正しい輸出を行えるよう輸出全般に関する指導普及事業を行い、また、物作りに必要なアイデアなどの提案や助言を行い、地域の発展と活性化及び文化の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年八月二十八日 東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人たんぼの会</p> <p>二 代表者の氏名 倉橋 由紀子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都目黒区碑文谷四丁目三番十二号 メイサウンド 碑文谷一〇二</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十六年八月十八日から平成三十一年八月十七日まで</p> <p>街並み再生地区の指定について 東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第六条第一項の規定に基づき、街並み再</p>
		<p>生地区(以下「地区」という。)を指定したので、次のとおり公告する。 平成二十六年八月二十八日 東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 地区の名称、位置、区域及び面積 虎ノ門駅南地区 港区虎ノ門一丁目地内(別図のとおり) 約六・六ヘクタール</p> <p>二 指定年月日 平成二十六年八月二十七日</p>

別図

虎ノ門駅南地区 街並み再生地区 区域図



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 1/2,500 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画図は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と株式会社東京ミッドマップ東京が著作権を有している。（承認番号）【2.6都市基調第6号、平成26年4月14日】、（承認番号）【2.6都市基調第12号、平成26年5月8日】、（承認番号）【MPT利許第039-46、平成26年5月8日】

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年八月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

稲城市平尾一丁目五十三番三、神奈川県川崎市麻生区白山同番五及び同番十四から同番十六まで
住所及び氏名
株式会社マインズホーム
代表取締役 金子 直行

狛江市元和泉二丁目三千二百三十六番、同番二、三千二百三十七番、同番二、三千二百三十八番一から同番三まで、三千二百五十九番一から同番四まで、三千二百六十番及び同番二
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
代表取締役 加賀美 誠

三鷹市大沢五丁目千二十一番三の二
代表取締役 池田 友彦

府中市住吉町四丁目四十三番一、同番一地先、同番十から同番十四まで、四十四番二、同番二地先、同番五から同番八まで、四十五番七及び同番十一から同番十三まで
府中市小宮町千七百七十番地の一
代表取締役 武井 末秋

多摩市大字和田字一号四十五番一から同番四まで
府中市晴見町二丁目十二番地の一
株式会社アルファ

株式会社東亜建設
代表取締役 武井 末秋

株式会社アルファ

代表取締役 比留間正太郎

府中市晴見町二丁目十二番地の一

株式会社恒亮社

代表取締役 高橋 茂雄

小平市上水本町一丁目千六百七十七番五、千六百八十番一及び同番二十から同番二十二まで

国分寺市南町三丁目四番十八号

株式会社ブレイス

代表取締役 浅川 直行

小平市仲町百八十五番一、同番五並びに同番六及び同番十五の各一部並びに同番十八

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

清瀬市中里四丁目千七百七十二番三、同番三地先、千七百七十九番から千八百八十一番まで及び千八百八十四番三の一部

武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

府中市南町一丁目四十三番十四、四十四番三十六及び同番三十九

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

府中市西府町四丁目九番四

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

府中市朝日町一丁目十九番四、同番四地先及び二十一番二

埼玉県越谷市南越谷四丁目十二番地八

株式会社新日本住販

代表取締役 荒木 嗣則

正 誤

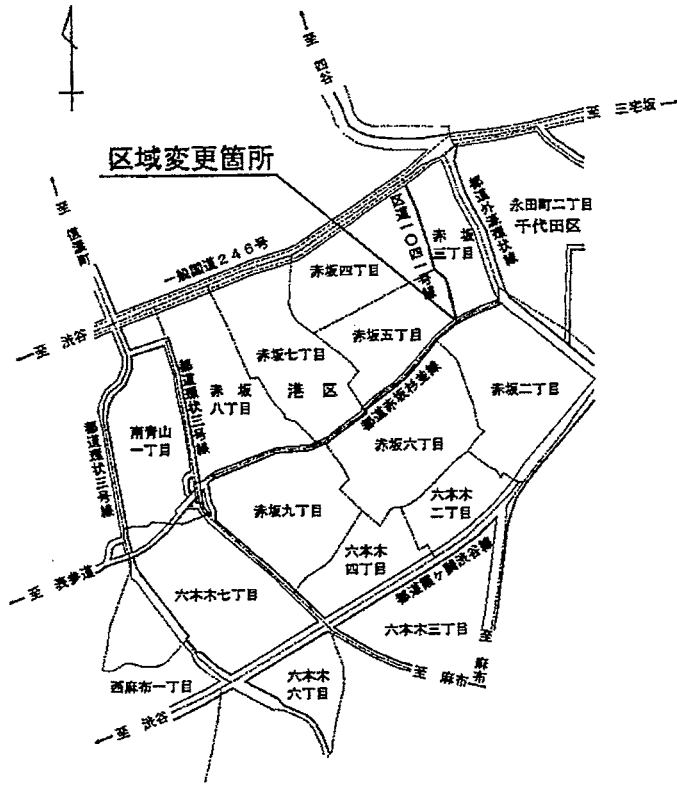
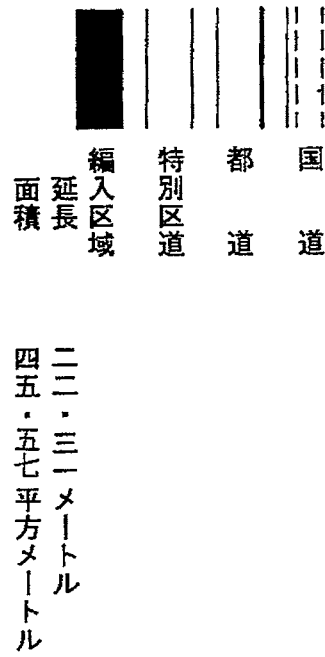
○平成十六年一月十四日付東京都告示第二十一号

三ページの別図を次のように訂正する。

別図

都道赤坂杉並線区域変更略図

港区赤坂三丁目、赤坂五丁目



発行 東京都
 電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 ○三(五三三二)一(一一一)代
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 電話 東京都文京区小石川二丁目三番七號
 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 112-0002

